

報告事項 9

神戸市教育委員会職員の職員団体の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会について

調査委員会による調査等の状況や、平成29年度における不適正な給与支給額について、次のとおり報告する。

平成30年12月10日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市教育委員会職員の職員団体の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会（以下「第三者委員会」という。）における調査等の状況について

1. 概要

神戸市教育委員会職員の職員団体（神戸市教職員組合，全教神戸市教職員組合，神戸市自立教育労働者組合，神戸市立高等学校教職員組合及び神戸市高等学校教職員組合）の活動における職務専念義務違反の有無及びその実態について，客観的な立場から調査・審議いただき，その結果を踏まえ教育長に意見を具申していただく「第三者委員会」を設置するもの。

2. 調査・審議の対象

神戸市教育委員会職員の職員団体の活動における職務専念義務違反（いわゆるヤミ専従等）の実態について

3. 委員 弁護士5名（50音順）

鈴木 尉久（間瀬・鈴木法律事務所）	委員長
友廣 隆宣（神戸海都法律事務所）	副委員長
中村 真（方円法律事務所）	
向井 大輔（みなと神戸法律事務所）	
若本 修一（若本法律特許事務所）	

4. 調査等の状況

（1）現在までの進捗状況

- 11月1日 第1回第三者委員会開催（水道局・交通局と合同開催）
 - ・委員の委嘱，委員長の選任，担当事務，傍聴要綱の制定等
 - ・第三者委員会宛て依頼及び申し入れ

- 11月8日 第三者委員会より職員向けに，調査への協力及び専用メールアドレスへの情報提供について要請書を発出

- 11月22日 平成29年度決算に関連し，第三者委員会より進捗状況報告書を受理（別紙1）

- 11月26日 進捗状況報告書を基に，手続きの不備により生じた戻入額を算出し，決算特別委員会理事会に報告
（24件24名 743時間30分 計2,183,408円）

（2）今後の予定

引き続き，関係資料の収集・調査や関係職員へのヒアリング，職員からの情報収集，打合せ会議を実施。12月6日に第2回委員会を開催予定。

(写)

別紙 1

2018年(平成30年)11月22日

神戸市教育委員会教育長
長 田 淳 殿

神戸市教育委員会職員の職員団体の活動における
職務専念義務違反に関する調査委員会
委員長 鈴木 尉 久

進捗状況報告書

第1 調査の現状及び今後の方針

平成30年11月1日の当委員会発足後、直ちに、既に教育委員会事務局において進めていた内部調査に基づき収集された資料に基づき、その説明を聴取した。

今後、資料の客観的な分析を進めるとともに、関係者からの聴取を行ったうえで、職員団体の活動に関する問題点を明らかにし、問題点があれば、職員団体及び教育委員会の双方に対して必要な是正を求める予定である。

なお、調査にあたっては、市職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会(第3回)において指摘された事実についても、確認していく必要があると認識している。

教育委員会においては、専従休職者の復職時の昇給について、専従休職期間の全期間を引き続き勤務した場合と同様の取扱いを行っている事実があると聞いており、この点についても精査する予定である。

第2 平成29年度決算に係るもの

職務専念義務の免除を受けることなく、日常的に職場を離れて組合活動に従事する、いわゆる「ヤミ専従」については、神戸市教育委員会の各職員団体（神戸市教職員組合、全教神戸市教職員組合、神戸市自立教育労働者組合、神戸市立高等学校教職員組合及び神戸市高等学校教職員組合）の執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長及び執行委員に関し、現時点で把握していない旨の報告を、教育委員会事務局からは受けているが、予断を持たずに今後調査を進める予定である。

一方、勤務時間中に組合活動を行う場合には、本人から所属長に対して職務専念義務免除申請が出され、かつ、職員団体から教育委員会事務局に対して組合活動の申請及び報告が出されることになっているところ、これらの手続が漏れているケースや、申請の時間が実際の交渉等に要する時間を超えているケースがあると教育委員会事務局から説明を受けている。

そこで、平成29年度中の職務専念義務免除申請に関する書類及び教育委員会事務局が把握している交渉等の記録を調査したところ、神戸市立高等学校教職員組合に関する職務専念義務免除申請のうち、計24件（24人・743時間30分）については、実際には申請されていた交渉等が行われていない可能性があることが確認された。

これらのケースは、日常的に職場を離れて組合活動に従事する、いわゆる「ヤミ専従」とは異なるものであるが、上記のとおり、職務専念義務免除にかかる交渉等が実施されていないということであれば、職務専念義務の免除の取扱いは不適切であることから、申請された時間に相当する給与額について返還を求める必要があると考えられるものであり、今後さらに詳細な調査を行ったうえで、事実関係を認定していく予定である。

以上

平成 29 年度不適正な給与支給額について（報告）

平成 29 年度における市職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反（いわゆる「ヤミ専従等」）に係る不適正な給与支給額を以下のとおり報告します。

今後、職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会（以下「第三者委員会」という。）から年内を目途として提出される予定の最終報告書に基づき、返還請求等しかるべき対応をしてまいります。

1. 調査方法及び算出方法

（1）神戸市職員労働組合及び神戸市従業員労働組合

第三者委員会において、ヤミ専従等について書面調査及び関係者への聞き取り調査を実施し、本来の勤務時間に対して職場を離れる等して職務に従事していない時間の割合（離席率）を算出し、11月22日に中間報告が行われた。

これを受け、当局において該当職員の給料及び手当について、報告を受けた割合を基に不適正な給与支給額を算出した。

（2）神戸市水道労働組合、神戸交通労働組合、及び神戸市教育委員会の職員団体（5団体）

各任命権者において、11月1日に第三者委員会を立ち上げ、各任命権者が行っていた書面調査及び関係者への聞き取りの内容も提供し、現在、鋭意調査が進められているところである。

現時点において、第三者委員会としては、水道局、交通局及び教育委員会いずれもヤミ専従は確認されていないが、職務専念義務申請手続き漏れや不適正な申請等が明らかになった。

2. 平成 29 年度不適正な給与支給額及び人数

29,210,871 円 44 人

3. 会計別の内訳

会計名		不適正な給与支給額 (円)	人数
一般会計		15,471,893	34人
特別会計	市営住宅事業費	7,917,196	1人
企業会計	下水道事業会計	869,798	2人
	港湾事業会計	4,891,100	2人
	水道事業会計	39,687	4人
	自動車事業会計	21,197	1人

4. 職員団体等別の内訳

職員団体等	不適正な給与支給額 (円)	人数
神戸市職員労働組合	25,736,656	12人
神戸市従業員労働組合	1,229,923	3人
神戸市水道労働組合	39,687	4人
神戸交通労働組合	21,197	1人
神戸市教職員組合	-	-
全教神戸市教職員組合	-	-
神戸市自立教育労働者組合	-	-
神戸市立高等学校教職員組合	2,183,408	24人
神戸市高等学校教職員組合	-	-

今後新たな事実が判明した場合は、一部変更となる可能性があります

不適正な給与支給額（個表）

神戸市職員労働組合

	氏名	専従期間	離席率	減額率	不適正支給額（円）
1	A		100%	100.00%	7,917,196
2	B	H29.4.～H30.2	80%	44.30%	188,395
3	C		20%	17.92%	1,051,791
4	D	H29.4～H29.8 H29.11～H30.3	50%	35.09%	311,626
5	E		80%	68.59%	3,787,057
6	F		50%	43.25%	1,257,360
7	G		職務専念義務違反なし	0.00%	0
8	H		0%	0.00%	0
9	I		50%	36.33%	2,018,297
10	J		10%	5.34%	327,418
11	K		50%	37.50%	2,341,826
12	L	H29.4～H30.3	在籍専従中	—	0
13	M		40%	32.63%	1,012,794
14	N		40%	29.18%	1,683,587
15	O	H29.9～H29.10	90%	77.80%	3,839,309

25,736,656

神戸市従業員労働組合

	氏名	専従期間	離席率	減額率	不適正支給額（円）
1	A		20%	0.00%	0
2	B	H29.9～H29.12	30%	0.00%	0
3	C	H29.4～H30.3	在籍専従中	—	0
4	D		10%	0.00%	0
5	E		25%	6.23%	360,125
6	F		10%	5.50%	323,769
7	G		職務専念義務違反なし	0.00%	0
8	H	H29.4～H30.3	在籍専従中	—	0
9	I		20%	9.87%	546,029
10	J	H29.4～H30.3	在籍専従中	—	0
11	K	H29.4～H30.3	在籍専従中	—	0
12	L	H29.4～H29.12	30%	0.00%	0
13	M		職務専念義務違反なし	0.00%	0
14	N		職務専念義務違反なし	0.00%	0

1,229,923

減額率 = $\{(A - B) \times C - D\} \div A$

A = 年間総労働時間

B = 有給休暇時間等(有給休暇 + 欠勤 + その他)

C = 離席率 調査委員会からの報告による

D = 職務免除時間(有給分 + 無給分)

離席率が100%の職員については、在籍専従と同様の状況として、減額率を100%とした。

不適正な給与支給額（個表）

神戸市水道労働組合

	氏名	減額時間（時間）	不適正支給額（円）
1	A	9.25	24,677
2	B	1.5	5,327
3	C	1.5	4,979
4	D	1.5	4,704
		13.75	39,687

神戸交通労働組合

	氏名	減額時間（時間）	不適正支給額（円）
1	A	7.75	21,197
		7.75	21,197

神戸市立高等学校教職員組合

	氏名	減額時間（時間）	不適正支給額（円）
1	A	82.0	249,185
2	B	66.0	104,461
3	C	54.0	165,687
4	D	66.5	236,080
5	E	79.0	235,642
6	F	39.0	112,990
7	G	3.0	6,460
8	H	33.0	100,372
9	I	39.0	116,796
10	J	39.0	120,822
11	K	18.0	53,382
12	L	30.0	92,001
13	M	24.0	67,025
14	N	39.0	120,822
15	O	36.0	102,802
16	P	27.0	83,508
17	Q	30.0	107,458
18	R	6.0	17,550
19	S	3.0	8,381
20	T	6.0	15,516
21	U	6.0	16,812
22	V	6.0	17,426
23	W	6.0	14,548
24	X	6.0	17,682
		743.5	2,183,408